

記載例

※ 赤で記載された部分をご記入ください。

※ ご不明な点は長岡市農業委員会事務局農地係までお問い合わせください。

(TEL: 0258-39-2243)

●市街化区域以外の農地転用許可を得た内容の変更（転用者、転用目的等の変更）

議案 NO

<申請手続者記入欄>

申請日：令和 年 月 日

当初計画者	氏名： 長岡 二郎	承継者	氏名： 中之島 三郎
申請手続者	住所： 長岡市大手通▲丁目-A-B (●●事務所内) 氏名： 和島 与板郎	連絡先	電話： 12-3456 携帯： 090-0000-0000

※当初計画者による計画変更の場合は承継者欄は記入不要

農地転用の事業計画変更承認申請について

提出書類（5条同時申請の場合は、3以下はコピーで可）

1	申請書（申請者の数に応じて部数を追加することが可能）	内容について照会させていただく場合がございますので、日中のご連絡先をご記入ください。	1通
2	許可済みの農地転用許可書の写し		1通
3	申請土地の全部事項証明書 申請土地の全部事項証明書に記載された所有者住所と申請者の現住所が確認できる書類（住民票や戸籍の附票等）が		1通
4	申請者（譲受人・譲渡人）以外の方が書類を提出される場合は代行または代理の委任状が必要です。	それぞれ申請地を赤で表示)、更正図の写し、	各1部
5	資金		
	(1) 預貯金残高証明書、融資証明書又は借入申込書の写し、補助金決定通知書等の写し		1通
	(2) 資金計画申出書（(1)の添付により内容が明らかな場合は省略可。）		

下記に該当する場合は、それらに応じた書類の提出が必要となります。該当する事項が無いか、申請前にご確認ください。

6	当事者以外が手続きを代行する場合、代理申請する場合には委任状	1通
7	申請土地が土地改良区の地区内にある（受益地である）場合は、当該土地改良区の意見書	1通
8	当該事業に関連する取水又は排水につき関係権利者の同意を必要とする場合は、管理者の同意書等	1通
9	長岡市外の方が申請者の場合、住民票	1通
10	申請者が法人の場合は、法人の現在全部事項証明書及び定款（寄付行為）の写し	1通
11	競売、民事調停等により譲受人が単独で申請する場合は、当該競売、民事調停等を証する書面	1通
15	申請者が「経営移譲年金（農業者年金）」受給者で、経営移譲年金が支給停止になる場合は、支給停止同意書	1通
16	申請地が「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」の場合は、納税の確定同意書	1通
17	その他下記の転用目的に供することを申請する場合には、それぞれ別に必要書類があります。詳しくは、農地係員にお尋ねください。（建売住宅、資材置場及び駐車場、産業廃棄物処理施設、農用地区域内の一時転用、砂利採取等）	

<許可書交付欄>

許可書交付年月日	当初計画者（受領印）	承継者（受領印）
	令和 年 月 日 印	令和 年 月 日 印

捨印

捨印

事業計画変更承認申請書

平成31年1月29日長岡市指令長農委第5001号により、農地法第5条の規定による許可を得ましたが、下記により当初の事業計画を変更せざるを得なくなったので申請します。

令和元年 5月 10日

当初計画者 (氏名 (名称及び代表者氏名)) **長岡 二郎** 印

承継者 (氏名 (名称及び代表者氏名)) **中之島 三郎** 印

長岡市農業委員会会長 様

農業委員会受付

令和 年 月 日

整理番号

申請者双方より押印頂かないと、年齢・住所等記載間違いがあった場合、訂正の際、印鑑を持参の上、来庁頂かなくてはならない場合があります。

申請者が多く、書ききれない場合は、「別紙記載のとおり」とし、別紙と申請書に割り印をしてください。また申請者が多人数である場合は、原則、申請者人数(許可書となる)+1通(市の控えとなる)の申請書が必要となります。

記

1 当事者の氏名(名称)、住所、職業等

当事者の別	氏名(名称)	年齢	住所	職業
当初計画者	長岡 二郎	45	長岡市幸町2丁目1番1号	農業兼会社員
承継者	中之島 三郎	54	長岡市中之島788番地	農業

申請者の住所が全部事項証明や登記簿に記載された所有者の住所地と異なり、更に添付いただいた住民票(の前住所等)から本人確認ができない場合、戸籍の附票等、本人確認できる書類が必要です。

承認を受けようとする土地の筆数が多く、書ききれない場合は、「別紙記載のとおり」とし、別紙と申請書に割り印をしてください。

2 事業計画変更承認申請を受けようとする土地の所在、地目、面積等

土地の表示 長岡市 町・字	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名	備考
		登記簿	現況			
長岡市浦	715番	田	造成済	250	中之島 三郎	
長岡市浦	716番	畑	造成済	250	中之島 三郎	
以下余白						
計	田 250㎡、畑 250㎡、採草放牧地			㎡、計	500㎡	

休耕の土地については、現況に加え括弧書きで(休耕)と記載する。※許可後になんらかの工事を行っている場合は、造成済や埋立済と記載してください。

3 事業計画変更事項

(転用目的、期間等)
当初転用目的 駐車場
承継者転用目的 住宅建築敷地

登記地目の集計を記載ください。

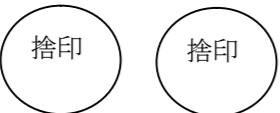
長岡市指令長農委第 号

上記のとおり承認する。

令和 年 月 日

長岡市農業委員会 会長

具体的に記載ください。(以下例)
一般個人住宅、農家住宅、賃貸住宅、建売住宅、住宅敷地拡張、資材置場(どういった資材か)、倉庫、宅地分譲(区画数)、駐車場(台数)、店舗、植林(種類、本数)、等
一時転用の期間延長の場合等は、下記のように記載してください。
期間延長: 始期 平成26年3月18日~終期 平成27年2月17日
始期 平成26年3月18日~終期 平成28年2月17日



申請者双方より押印頂かないと、記載間違いがあった場合、訂正の際、印鑑を持参の上来庁頂かなくてはならない場合があります。

事業計画実行不能の具体的な理由を記載してください。

4	当初計画に従った事業の実施状況	未着工					
5	当初事業計画実行不能の理由	隣接する宅地と併せて購入し、当該地を自家用駐車場とする計画であったが、急な転勤を命じられ、やむなく実行不能となった。					
6	承継（新規）事業の緊急性及び必要性	近隣に借家住まいしているが、親の住む実家の近傍である当該地を買い受け、住宅を建築する。					
7	承継者の新規の事業計画 ① 事業計画の詳細 ② 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要 (農地等以外の土地を含む場合は、事業計画面積の全てについて記載すること。)	住宅建築					
		工事計画	着工 令和元年6月1日から 完工 令和元年9月30日まで			土地利用の面積	
			名称	棟数	建築面積	所要面積	田 250 m ²
		土地造成					畑 250 m ²
		建築物	住宅	1	140	250	採 m ²
		工作物	庭			100	他 m ²
			駐車場			50	
			通路			100	計 500 m ²
	計			140	500		
8	資金調達についての計画	土地代金 100万円 整地費 100万円 建設費 3000万円 その他 円	計 3200万円	自己資金 500万円 借入金 2700万円 借入先 △△銀行〇〇支店 (住宅金融公庫マイホーム建築資金) 〇〇銀行△△支店			
9	被害防除	当該地区は公共下水道が完備されており、排水における周囲への影響は無いものと考えます。 ほか、隣接する土地の所有者、耕作者には事前に計画について説明し日照等について影響がない旨、理解を得ていますが、必要な措置があれば、指示に従います。					
10	その他参考となるべき事項	都市計画法第29条第1項の規定による開発行為について同日許可申請しています。					

登記地積の集計を記載ください。

他には、一体利用地を記入してください。

※資金所要については、残高証明、融資証明等裏づけが必要です。
交付金、補助金が含まれる場合は、国や県、市の内示の写し等が必要です。

具体的な防除方法、被害発生の可能性がない場合は、その理由について記載ください。また開発区域が1ヘクタール（10,000 m²）を超える場合には、排水処理計算一覧表の提出が必要ですので、様式等についてはお尋ねください。

他法令（条例含む）により義務付けられている行政庁との協議状況等を記載ください。（以下例）
農振農用地よりの除外、砂利採取計画の認可、都市計画区域における建築等の許可、地すべり防止区域における制限行為の許可、等

資金計画申出書

申請者 長岡 二郎

内訳	金額	預入・借入先	協議等の状況
自己資金	500万 円	△△銀行〇〇支店	別添、残高証明書のとおり。
	円		
小計	500万 円		
借入金	1500万 円	△△銀行〇〇支店 (住宅金融公庫マイホーム建築資金)	別添、借入申込書の写しのとおり。
	1200万 円	〇〇銀行△△支店	別添、融資証明書のとおり。
小計	2700万 円		
その他	円		
	円		
小計	円		
合計	3200万 円		

- (注意) 1 「その他」の「預入・借入先」欄には、資金の詳しい内容についても記載する。
 2 「協議等の状況」欄は、預金等の種類、事前審査及び融資申込書の提出状況について具体的に記載する。
 3 その他証する書類を添付することにより内容が明らかな場合は、「別添のとおり」と記載して差し支えない。
 4 この申出書で知り得た個人情報については、新潟県個人情報保護条例に基づき適正に管理及び利用します。